

## 津波の予報業務の許可等に関する審査基準

### 第1 予報業務の目的

予報業務の目的として示す予報業務の提供先は、気象業務法第19条の3の規定により説明を受けた者に限る。

### 第2 予報業務の範囲

#### 1 予報の種類

##### (1) 予報を行おうとする現象

津波とする。ただし、地震又は火山現象に伴って発生する津波に限る。

##### (2) 予報を行おうとする項目

(1)の第一波の予想到達時刻、高さ等とする。

#### 2 対象としようとする区域

個別の地点又は明確に区分できる区域とし、当該区域の表示は、行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域についてはその名称によるものとし、それ以外の場合は緯度・経度、住所又は地図上の表示によるものとする。

### 第3 観測その他の予報資料の収集の施設及び要員

#### 1 観測その他の予報資料の収集

(1) 予報の種類及び対象としようとする区域並びに現象の予想の方法に適確に対応した観測その他の予報資料を収集すること。

(2) 現地観測値については、現象の予想の方法に応じて必要と判断される場合は収集すること。

#### 2 観測の施設

(1) 現地観測値を収集する場合に使用する観測の施設は、対象とする区域の津波の状況を適切に把握できる観測値が得られる場所として適切な地点に設置されていること。また、観測機器の種類を示すこと。

(2) (1)の施設が許可等を受けようとする者(以下「事業者」という。)が保有するものである場合は、観測機能を適確に維持するために当該施設に講じる措置を示すこと。

(3) 現地観測は事業者以外の者が行うものでもよいが、その場合は、当該観測値の入手に必要な十分な権原を有すること。

#### 3 収集の施設

- (1) 事業者が保有するサーバー等で予報資料を収集、解析したのち利用者へ予報を提供する場合（以下「中枢配信型予報」という。）、事業者が利用者へ提供した端末、ソフトウェア等において予報資料を収集、解析したうえで、予報を提供する場合（以下「個別端末型予報」という。）のいずれにおいても、行おうとする予報に必要な予報資料を適確に収集し、かつ、処理する能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- (2) 中枢配信型予報の施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有すること。

#### 4 収集の要員

予報業務の適確な遂行に必要な予報資料を収集するための要員を配置すること。

#### 第4 予報資料の解析の施設及び要員

##### 1 解析の施設

- (1) 中枢配信型予報、個別端末型予報のいずれの施設においても、解析の手法を適確に処理する能力を有する電子計算機その他の施設であること。
- (2) 中枢配信型予報の施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有すること。

##### 2 解析の要員

予報業務の適確な遂行に必要な予報資料を解析するための要員を配置すること。

#### 第5 警報事項を迅速に受けられる施設及び要員

##### 1 迅速に受けられるための施設

- (1) 予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信機器その他の施設であること。
- (2) 施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有すること。

##### 2 迅速に受けられるための要員

予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信するための要員を配置すること。

#### 第6 特定予報業務に関する説明を行うための施設及び要員

##### 1 説明を行うための施設

- (1) 第8に規定する説明を適確に行うための通信機器その他の施設であること。
- (2) 施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有すること。

## 2 説明を行うための要員

第8に規定する説明を適確に行うための要員を配置すること。

## 第7 現象の予想の方法

### 1 現象の予想の方法

- (1) 地震の発生時刻、震源の位置及び地震の規模等から津波波源を推定し、津波の伝播を考慮して予想する、又は、沖合の津波観測値から津波の伝播を考慮して予想するなど、予報の種類及び対象区域並びに収集する予報資料に応じた、一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法を用いること。
- (2) 現象の予想に用いる入力値及び算出される出力値その他予想の方法の妥当性を確認する方法を定め、あらかじめ、予想の精度その他予報の利用にあたって留意すべき事項の確認を行うこと。

### 2 現象の予想の方法の維持管理

予報後において、現地観測値その他の対象とする区域の津波の状況を適切に把握できる資料を使用して予想結果の妥当性の確認を行い、その確認結果を踏まえて現象の予想の方法を適確に維持管理すること。

## 第8 特定予報業務に関する説明を受けた者以外の者への予報事項の伝達防止

### 1 説明を受けた者以外の者への予報事項の伝達を防止する措置

当該特定予報業務の利用者が、その説明を受けていない者へ予報事項を伝達することを防止するための措置を講じること。

### 2 当該特定予報業務を利用しようとする者への説明

特定予報業務の提供を開始するまでの間に、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、その利用にあたって留意すべき事項等を説明すること。その説明を委託する場合は、事業者に代わって説明を行う者が当該特定予報業務を利用しようとする者に対して確実に説明を実施するための措置を講じること。気象業務法施行規則第11条の3の規定に基づく説明方法並びに同条第1号及び第9号の説明内容は、次のとおりとする。

#### (1) 説明方法

対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする）が可能な方法を含む。）により書面（電磁的記録を含む。）を用いて説明すること。

#### (2) 説明内容

##### イ 気象業務法第19条の3の規定の趣旨

津波の予報は、災害対応に直結するなど社会的な影響が大きいため、予報業務の許

可を受けた者の予報をその特性について十分に理解していない者が受け取った場合には、避難行動や防災対応の妨げになるなどの防災上の混乱が生じるおそれがある。こうした混乱を生じないことを担保するため、当該特定予報業務を利用しようとする者が、当該予報の利用上の留意事項を事前にかつ十分に理解する必要があることを説明すること。

ロ 当該特定予報業務を利用しようとする者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するための措置

イの趣旨を踏まえ、利用者が説明を受けていない者に予報事項を伝達することを防止するための措置について、具体的に説明すること。

#### 附則

この審査基準の施行日より前に津波の予報業務の許可を受けた者については次に掲げるとおりとする。

- 1 この審査基準のうち第6及び第8に適合することについて、この審査基準の施行日から起算して6月を経過する日までの間に気象庁長官の認可を受けなければならない。認可を受けるまでの間は、当該基準については適用しない。
- 2 予報業務の目的については、前項の認可を受けるまでの間は、なお従前のとおりとする。
- 3 予報を行おうとする現象については「津波（ただし、地震に伴って発生する津波に限る。）」についての許可を受けたものとみなす。